

第1号様式(第6関係)

開 示 申 出 書

年 月 日

公益財団法人東京都体育協会理事長 殿

開示申出者 氏 名
郵便番号
住 所
電 話

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

連絡先 氏 名
電 話

〔法人その他の団体の担当者その他連絡可能な方を記載してください。〕

公益財団法人東京都体育協会情報公開要綱第6第1項の規定に基づき、次のとおり開示申出をします。

1 開示申出に係る文書の件名又は内容	
2 公益財団法人東京都体育協会情報公開要綱第5に規定する文書の開示を申出することができるものの区分(該当するものを一つ○で囲み、()内に該当する事項を記載してください。)	(1) 東京都の区域内に住所を有する者 (2) 東京都の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 〔事務所等の名称 所在地〕 (3) 東京都の区域内にある事務所又は事業所に勤務する者 〔勤務先の名称 所在地〕 (4) 東京都の区域内にある学校に在学する者 〔学校の名称 所在地〕 (5) (1)から(4)までに該当しないもの
3 文書の開示を必要とする理由(該当するものを一つ○で囲み、()内にその内容を記載してください。上記2で(5)を選択した場合は、必ず記入する必要があります。)	(1) 調査・研究 (2) 取材 (3) 学習・勉強 (4) 争訟 (5) その他 ()
4 開示の区分(希望する開示方法を○で囲んでください。)	(1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付
5 備 考 (記載しないでください。)	受付年月日 年 月 日 受付課

第2号様式(第11関係)

第 年 月 日 号

開 示 決 定 通 知 書

様

公益財団法人東京都体育協会理事長 印

年 月 日付けの開示申出について、公益財団法人東京都体育協会情報公開要綱第11の規定により、次のとおり文書の全部を開示することを決定したので通知します。

1 文書の件名		
2 文書の開示をする 日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
	場 所	
3 開示の方法		
4 事務担当課	公益財団法人東京都体育協会総務課 電話 03-6804-8243	
5 備 考		

注 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

第 年 月 日 号

一部開示決定通知書

様

公益財団法人東京都体育協会理事長 [印]

年 月 日付けの開示申出について、公益財団法人東京都体育協会情報公開要綱第11第1項の規定により、次のとおり文書の一部を開示することを決定したので通知します。

1 文書の件名			
2 公文書の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所		
3 開示の方法			
4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	公益財団法人東京都体育協会情報公開要綱第8第号に該当		
5 事務担当課	公益財団法人東京都体育協会総務課 電話 03-6804-8243		
6 備 考			

注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公益財団法人東京都体育協会理事長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

第 年 月 日
 年 月 日

不開示決定通知書

様

公益財団法人東京都体育協会理事長 

年 月 日付けの開示申出について、公益財団法人東京都体育協会情報公開要項第11第2項の規定により、次のとおり文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 文書の件名	
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	公益財団法人東京都体育協会情報公開要項第8第号に該当
3 事務担当課	公益財団法人東京都体育協会総務課 電話 03-6804-8243
4 備考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公益財団法人東京都体育協会理事長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、公益財団法人東京都体育協会を被告として(訴訟において公益財団法人東京都体育協会を代表する者は理事長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日
年 月 日

開示決定等期間延長通知書

様

公益財団法人東京都体育協会理事長 [印]

年 月 日付けの開示申出について、公益財団法人東京都体育協会情報公開要綱第13第2項の規定により、次のとおり開示期間の延長をしたので通知します。

1 文書の件名	
2 公益財団法人東京都体育協会情報公開要綱第13第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 延長の理由	
5 事務担当課	公益財団法人東京都体育協会総務課 電話 03-6804-8243
6 備考	